

2005 年度 法学部自己点検・評価報告書

4 学生の受け入れ

目標 法学部の教育目標達成という点からみて適切な人材をより良く選抜することができる入試制度を、社会の要請に応じつつ、点検、実施する。

(学生募集方法、入学者選抜方法)

A群：大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

(入学者受け入れ方針等)

A群：入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

①現状の説明

法学部は、一般入試、公募推薦入試、東京創価高校推薦入試、関西創価高校推薦入試、スポーツ推薦入試、大学入試センター試験利用入試、外国人学生・帰国学生入試、一般・社会人編入学試験により入学者を選抜する多様な方法を用いている。

入試選抜方法の位置付け等については、まず、公募推薦入試では、勉学のほか、クラブ活動、ボランティア等の社会活動、資格取得にも努力してきたなどバランスを備えた志願者を選抜することになっている。スポーツ推薦入試、外国人学生・帰国学生入試、一般・社会人編入学試験においては、スポーツに秀でた志願者、外国人・帰国学生、社会人など様々なバックグラウンドをもつ志願者を選抜することになっている。

なお、学生募集方法に関しては、大学全体が行う募集方法による以外は、法学部独自の方法による募集を行ってはいない。

法学部における入学者受け入れ方針は、法学部の教育目標である、社会の各分野に要請される法的素養を身につけた法的ジェネラリストの育成という観点からみて適切な人材を選抜することであり、その趣旨を創価大学ホームページの受験生向けページ、法学部ホームページ、キャンパスガイド等において志願者に広く示している。

②点検・評価／長所と問題点

法学部では、志願者の学力状況、個性や志願状況等に応じて多様な入試選抜方法を備えており、多様な人材を確保することを可能としていることは適切と考える。

③将来の改善・改革に向けた方策

現在の入学者選抜方法に加えて、社会人入試制度及び指定校推薦入試制度導入につき検討する。

B群：入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

①現状の説明

法学部の教育目標は社会の各層に要請される法的素養を身につけた法的ジェネラリストの養成にあり、この教育目標に照らせば多様な学生の存在が前提となるので、上述のように、そのために多様な人材を確保することを可能とする入学者選抜方法を用いているが、この入学者選抜方法によって選抜された多様な学生のニーズに応じることができるように

多様な科目を設置するとともに、「法律関係職」、「行政関係職」、「企業関係職」、「政治・国際関係職」といった卒業後の進路を視野に入れた「科目履修ガイドライン」を設け、進路に応じた学習の指針を示している。

②点検・評価／長所と問題点

多様な入学者選抜方法によって選抜された多様な学生のニーズに応じることができるように、多様な科目を設置していることは評価できる。

③将来の改善・改革に向けた方策

多様な社会のニーズは刻々変化するので、そのニーズに応じることができるカリキュラム編成を確保していきたい。この点、学生が多様な進路に応じた系統的学修を効果的に進めることができるようなコース制度の導入を、2007年度に向けて検討する。

(入学者選抜の仕組み)

B群：入学者選抜試験実施体制の適切性

とくになし

B群：入学者選抜基準の透明性

とくになし

(入学者選抜方法の検証)

B群：隔年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

とくになし

(定員管理)

A群：学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性

①現状の説明

法学部の学生収容定員は、1200名であるが、2005年度の在籍学生数は、次表のとおり1534名、収容定員充足率は、1.28となっている。

2005年度	1年次	2年次	3年次	4年次以上	合計
男子	188	189	247	269	893
女子	149	145	189	158	641
合計	337	334	436	427	1534

過去5年間における入学定員数と入学者数、ならびに入学定員に占める入学者数の比率は、次表のとおりである。特殊な要因があった2003年度を除き、入学者数はほぼ定員の1割増で推移している。

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
入学定員数	300	300	300	300	300
入学者数	349	356	443	336	337
入学定員に占める入学者数の比率	1.16	1.19	1.48	1.12	1.12

また、編入学については、次表のとおりであり、各年度若干名であるが、2005年度は、2003年度入学者数が多すぎたため、募集をしていない。

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度

募集人員数	若干名	若干名	若干名	若干名	0
編入学者数	8	5	9	8	0

②点検・評価／長所と問題点

2003年度の入学人数の大幅増加は大学入試センター試験利用入試の初年度であり、入学辞退者の予測が難しかったことと、法科大学院人気で入学辞退者が通常の年度より大幅に少なかったことによるものであった。

③将来の改善・改革に向けた方策

今後も教育の充実という観点から、入学定員と入学人数の比率に関しては極力、入学人数を定員の1.1倍以内に収めるよう努力していく。

A群：定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

①現状の説明

2005年度は、学生収容定員1200名に対し在籍学生数は1534名、収容定員充足率は1.28となっている。この原因は、2003年度に定員を大幅に超過した点にあり、また、その原因についても上記のとおりである。その他の年度に関しては特に問題はないと思われる。

在籍学生数の適正化のために、通常の年度は他学部からの転学部、転学科、また、短大からの編入学、社会人の編入学等を多少、認めていたが、2003年度が大幅な定員超過であったので、翌年度から2006年度までこれを一切認めないことにより極力、定員適正化に努めている。

②点検・評価／長所と問題点

現時点では、定員適正化に向けた方策は、上記以外のものは考えられない。

③将来の改善・改革に向けた方策

2003年度は特殊な要因が存在したのであって、今後はこのような問題が起きないと思われる。

B群：定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

①現状の説明

入学定員は現状300名であり、毎年それを1割程度上回る数の入学人数があることは上記の通りである。

②点検・評価／長所と問題点

例年、法学部の人気は高く定員を大幅に上回る受験人数がある。

③将来の改善・改革に向けた方策

定員充足率を満たしているといえるし、減員の方向で入学定員を変更する予定はない。とくに組織改組も現状では検討されていない。

(編入学者・退学者)

A群：退学者の状況と退学理由の把握

①現状の説明

法学部における過去4年間の退学者数および退学理由は、次表のとおりである。

退学理由	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
一身上の都合	6	3	4	3
経済事情	1	1	3	5
進路変更	3	3	2	1
病気	0	2	1	0
その他	1	1	2	1
合計	11	10	12	10

ほぼ、月1回開催される全学の学生部委員会（各学部の教員代表と学生課職員で構成）において休学、停学、退学者の氏名と理由の確認を行っている。そして、該当者に関して1、2年生の場合はクラス担任の教員、3、4年生の場合は演習担当教員が確認の手続きをとっている。その上で法学部教授会で改めて確認、承認の手続きを行っている。

また、2005年度からは成績不良者に対して1、2年生に関しては学部長、学部長補佐、学生部委員（教員）が懇談、指導し、3、4年生に関しては演習担当の教員が指導することによって退学者を極力少なくすることが試みられている。

②点検・評価／長所と問題点

退学者の数は全体の学生数からいえば、それほど多くはない。しかし、教育上の観点からすればこれを極力、少なくすることが理想であるといえる。前記の現行制度は、該当者に関して個別具体的に各教員が知ることができる点で評価できる。

③将来の改善・改革に向けた方策

法学部では第1 Semesterに「法学基礎演習」として少人数教育が行われているが、2005年度からは「法学基礎演習」担当教員が学習アドバイザー役を担うことになったので、これにより退学者数を更に減らすことができると期待されている。

5 教員組織

目標 法学部教育に必要不可欠な科目を検討し、適正な専任教員数の維持・確保に努める。
適正な年齢構成の維持に努める。

（教員組織）

A群：学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

① 現状の説明

法学部の教育理念実現のために、基本六法を初めとする専門教育科目に加えて、「民事執行・保全法」、「証券取引法」、「行政救済法」、「租税法」等の実務的な科目を配置し、また法曹による「実務法学」を設置している。

また、導入教育を充実させるために、少人数の「法学基礎演習」を1年次の必修科目とし、「政治学基礎演習」を設け、大学での学修方法、とりわけ法学・政治学学修の基本的スキルを修得できるようにしている。

さらに、時代の要請に応じて「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」、「コンピュータ・ポリティカル・アナリシス」、「国際人権法」、「国際機構論」、「EU法」、「アジア

法」、「環境法」、「知的財産法」等の先端分野科目を設置するとともに、英語のみを利用して授業を行う国際人権法に関する科目を「演習D」として開設する等の努力をしている。

以上の科目の多くは専任教員が担当しており、適正な教員配置がなされている。

次表は、年度別の専任教員数である。

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
専任教員数	26	26	27	34	22	22

2005年度の専任教員数は22名で、在籍学生数は1534名であり、専任教員1人当たりの在籍学生数は、69.7名である。

②点検・評価／長所と問題点

専任教員1人当たり在籍学生数69.7名は、適正とはいえない。その原因は、2003年度入学生が例年に比べて100名ほど多いことのほかに、専任教員の補充人事が進んでいないことにある。

とはいえ、教育理念を達成するために不可欠な少人数教育の実効性を高めるために、例えば、1年次必修の「法学基礎演習」では担当者会議を設けて質の向上と統一化を図っている。また、3年次の「演習I・II」においては、専任教員による必修科目として20名弱の少人数教育を維持している。その他にも、少人数教育が可能な科目を多く開講しており、十分な成果が得られている。

③将来の改善・改革に向けた方策

2名程度の専任教員の補充が必要である。

A群：主要な授業科目への専任教員の配置状況

①現状の説明

法学部の専門科目の必修科目は、「法学概論」「法学基礎演習」「憲法総論・統治機構論」「民法総則」「刑法総論」「演習I・II」である。このうち「法学概論」「民法総則」「演習I・II」は、専任教員のみで担当しているが、「法学基礎演習」は専任教員11名、兼任教員2名、兼任教員5名で担当し、「憲法総論・統治機構論」は、専任1名、兼担1名で担当し、「刑法総論」は、専任1名、兼任1名で担当している。主要な授業科目である基本六法科目の担当は、多くが専任のみであるが、「債権法総論」は、兼任1名、「債権法各論」は、専任1名、兼任1名、「有価証券法」は、兼任1名で担当している。

②点検・評価／長所と問題点

現在、専任教員は主要科目についてほぼ配置されているので、問題がないと思われる。

③将来の改善・改革に向けた方策

とくになし。

A群：教員組織における専任、兼任の比率の適切性

①現状の説明

専任教員と兼担・兼任教員数の内訳およびその比率は、次表のとおりである。

教員種別	専任	兼担	兼任	合計
教員数	22	11	15	48
比率	45.8	22.9	31.3	100.0

また、開設授業科目数は 263 科目であり、専任教員の授業科目担当率は 68.5 パーセントである。兼任教員は 43 科目を担当し、担当率は 16.3 パーセント、兼任教員は 40 科目を担当し、担当率は 15.2 パーセントである。

②点検・評価／長所と問題点

教育指導的観点からは専任教員が多いほうが望ましいが、社会の変化の急速性や多様性に対応するには、実務で活躍する講師等による科目の提供も望まれる。また、少人数教育の実現には、ある程度の兼任教員数の確保が必要となる。これらの点を考慮すると、現状の比率は適正なものといえる。

③将来の改善・改革に向けた方策

とくになし。

A群：教員組織の年齢構成の適切性

①現状の説明

現在、法学部の専任教員の教授、助教授別の年齢構成は、次表のとおりである。

	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 70歳	計
教授	0	0	0	4	4	2	4	3	17
助教授	0	0	2	1	1	0	0	0	4
講師	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	0	1	2	5	5	2	4	3	22

また、年度ごとの専任教員数と平均年齢の推移は、次表のとおりである。

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
教員数	26	26	27	34	22	22
平均年齢	54.3	54.0	54.7	53.1	52.6	53.6

②点検・評価／長所と問題点

教員組織の年齢構成については、現状において適切な構成であると考えている。30代の教員が、他の年齢に比較して少ない点は、本学における教員資質の基準として、一定の研究業績や社会的経験を求める結果である。

③将来の改善・改革に向けた方策

今後も、現下の適切な年齢構成の維持に努めるべきである。併せて、担当科目に関する研究教育業績と本学の基本的な教育理念である人間教育を実施できる人材であるかどうかの判断も踏まえて、教員組織の質の向上に努めていく必要がある。

B群：教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

①現状の説明

前記（A群：学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性）で述べた、法学部の教育理念に即した教育課程編成の目標を達成するために、以下のような努力を続けている。

例えば、導入教育時の基幹科目である「法学基礎演習」では、担当者会議を設けて指導内容についての統一を図っている。また、同一科目を複数の教員が担当する場合に、学生の反応や進捗状況を連絡調整し、講義で取り上げる判例の選定等にも努めている例もある。さらに、教務委員会やカリキュラム検討委員会を設置して教員間で、科目の在り方や講義における問題意識を共有できるよう十分な連絡調整が図られている。

②点検・評価／長所と問題点

現状において、概ね、法学部教員相互に緊密な連絡調整がなされていると考える。

③将来の改善・改革に向けた方策

現状において問題があるわけではないが、とくに、同一科目を複数の教員が担当する場合などについては、一層緊密な連絡調整を図るよう努める必要があると考えられる。

(教育研究支援職員)

A群：実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

：教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

法学部には該当する教育研究支援職員は存在しない。

C群：ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

①現状の説明

法学部では、学部授業の補助(出席調査・教材印刷・レポート添削・答案整理等)を任務とするティーチング・アシスタント(以下 TA)を置いている。TA は法学研究科の大学院生を対象に公募され、本年度は8名の TA が採用された。TA は月曜日から金曜日まで、毎日2名ずつ午前9時から午後12時30分、午後1時から午後4時30分まで法学部学習相談室に詰めて任務を行っている。この法学部学習相談室は2004年度後期に設置されたものであるが、TA はそこで学生の学習上の相談も受けている。

②点検・評価／長所と問題点

円滑な授業運営のために、TA は十分にその役割を果たしている。TA の任務や担当授業が明確になっており、教員と TA 間の連絡もよく取れている。ただし、授業が集中している時間は、業務が繁雑になる場合がある。

③将来の改善・改革に向けた方策

年度はじめに TA との打ち合わせのための会合が持たれているが、そうした機会を利用して TA の側からの意見をよく聞いて、TA の任務をさらに充実させていく必要がある。

(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)

A群：教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続の内容とその運用の適切性

①現状の説明

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続は創価大学学則(「創価大学教員の任用手続に関する規程」、「創価大学教員昇任手続に関する規程」)にしたがって、以下のように厳格に運用されている。

教員任用については、理事会の承認を得た任用の枠内で教授会が候補者を検討したのち

人事委員会が開かれ、その審議の結果を受けて教授会が2名の選考委員を選出する。教授会は、選考委員による候補者の研究業績・教育業績に関する審査報告を受けて任用の可否を議決し、理事会に報告する。

教員の昇任については、候補者の申し出があった場合に昇任人事委員会が開かれ、その審議結果を受けて、教授会が2名の審査委員を選出する。審査委員は研究業績・教育業績に関する審査結果を教授会で報告し、それを受けて教授会が昇任の可否を議決する。

②点検・評価／長所と問題点

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続は適切なものであり、健全な学部構成の実現に寄与してきたので、とくに問題となる点はない。

③将来の改善・改革に向けた方策

とくになし。

B群:教員選考基準と手続の明確化

①現状の説明

教員の任用については、「創価大学教員の任用手続に関する規程」第5条に定められた基準に則り厳正に行っている。その手続きについては、A群①現状の説明で述べたとおりである。

②点検・評価／長所と問題点

とくになし。

③将来の改善・改革に向けた方策

とくになし。

:教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

本学には教員選考のための公募制は存在しない。

(教育研究活動の評価)

B群：教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

① 現状の説明

従来から教員個人の研究業績については、4年ごとに全学的に作成される「研究業績一覧」によって公表が義務づけられてきた。教育活動についてもセメスターごとに全学的に実施されている授業アンケートに法学部としても積極的に協力し、アンケート結果の集計後に各教員に配付される個別分析表や自由記述をもとに、各教員は教育効果を測定してきた。さらに、2004年度からは本学の全教員に対して、自己申告書の提出が義務づけられることになった。

② 点検評価・長所と問題点

教育活動と研究活動以外の職務である、社会活動、大学の運営にかかわる活動、課外活動等を含めた教員の活動全般について、自己申告の制度が創設された点は、大きな進展として評価できよう。ただ、自己申告書は一定の形式を有しているものの、昨年(2004)度の時点では、教員によっては申告書の内容に差が出てくる短所があったように思われる。はじめての試みであったため、申告者に多少の戸惑いがあった点は否めないが、今後は、教

員が積極的に申告できるような工夫が必要である。学部として、法学および政治学の教育の観点から、より具体的な評価項目の考案、適切な定量的評価基準の設定、定量的評価になじむ評価項目の洗い出し等について検討することによって、適切な評価が担保された自己申告書の制度を定着させていくことが今後の課題であろう。

③ 将来の改善・改革に向けた方策

将来は、年度内に成し遂げた教育研究活動を報告するにとどまらず、次年度の研究および教育活動の目標と計画を設定したうえで、その達成度を自己評価していくという、目標・計画設定とその達成度の自己評価を関連づけて総合的に評価する制度を構築していく必要がある。

B群：教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

① 現状の説明

専任教員の採用の際には、研究面においては研究論文等について専門領域の研究者がその研究業績を精査することによって、教育面においては前任校での担当科目の状況や教歴等を考慮することによって、研究および教育の能力を総合的に判断している。また、初めて専任教員となる場合には、3年間の契約教員として採用し、それらの能力を確認するように配慮している。

② 点検評価・長所と問題点

現在おこなっている教員選考の方法およびその内容は、概ね適切であると考えている。

③ 将来の改善・改革に向けた方策

専任教員の採用は、本学部の最重要事項であるため、より慎重に取り組んでいかねばならない。研究面の実績審査は専門の研究者が精査するため客観性・公平性が確保されていると思われるが、教育能力をどのように評価するかについては、具体的基準を設ける等、工夫していく必要がある。

(大学と併設短期大学(部)との関係)

B群：大学と併設短期大学(部)における各々の固有の人員配置の適切性

① 現状の説明

とくになし。

② 点検評価・長所と問題点

とくになし。

③ 将来の改善・改革に向けた方策

とくになし。

6 研究活動と研究環境

目標 適切な研究環境を確保し、研究活動を活性化することを目指す。

(1) 研究活動

A群：論文等研究成果の発表状況

①現状の説明

専任教員の過去4年間の研究業績については、次表のとおりである。

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
単著	2	2	7	9
編著・共著	6	9	6	8
単著論文	17	39	28	18
共著論文	3	1	4	0
合計	28	51	45	35

本学では、これまで4年ごとに専任教員の「研究業績一覧」を冊子の形で発行、公表してきた。また、2000-2004年度版からCD-ROM版も作成、配布されている。さらに、2004年度から、専任教員に対する自己申告書の作成、提出が課されており、研究業績を含む学内・学外での諸活動の実態について把握できるようになっている。

法学部として、紀要『創価法学』を年3回発行しており、それへの論文の執筆をはじめ、学外の学会誌、法律雑誌等への論文の執筆・掲載、国内・国外での研究報告等、活発な研究活動がなされている。また、大学全体として科研費への積極的な応募申請が奨励されており、本学部としても前向きに取り組んでいる。さらに、明年（2006年）の法学部開設35周年にあわせて、記念論文集の刊行も予定している。

②点検・評価／長所と問題点

研究活動については、各教員の自覚のもとに、おおむね活発になされているように思われる。また、「研究業績一覧」や自己申告書の作成・公表を通じて、教員が相互に研究活動の状況を知ることにより、研究活動の活性化につながっているものと思われる。

今後、学部の授業に加え、法科大学院開設に伴う担当授業科目数の増加などとの関係で、研究時間をいかに確保し、活発な研究活動を行っていくかが課題と考えられる。

③将来の改善・改革に向けた方策

学部紀要をはじめ、各分野の専門雑誌等への活発な論文執筆、研究報告のさらなる促進が望まれる。科研費への応募申請はそのためのひとつの場であると考えられ、学部としても積極的に推進していきたい。また、研究活動と教育活動がバランスよく行われるとともに、両者がそれぞれ効果を生むために、授業カリキュラムの改善による効率化を通じた教育効果の向上と研究時間の確保について、今後の検討が望まれる。

（教育研究組織単位間の研究上の連携）

A群：附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

①現状の説明

法学部としては、とくに附置研究所は設置していない。

②点検・評価／長所と問題点

③将来の改善・改革に向けた方策

（2）研究環境

（経常的な研究条件の整備）

A群：個人研究費、研究旅費の額の適切性

①現状の説明

添付資料（表 29、30、31、32）を参照。

法学部において、共同研究費を含む専任教員 1 人あたりの年間の研究費は、43 万円である。このなかには、研究図書費、研究出張費、研究備品、通信費等が含まれる。かつては、研究図書費と研究出張費はそれぞれ別個の費目とされていたが、現在は研究費という 1 つの費目に統一され、研究出張費の支出上限が 25 万円までという条件はあるものの、従来に比べると全体の割り当て額内での柔軟な使用ができるようになっている。

②点検・評価／長所と問題点

おおむね研究費を有効に活用し、研究活動が行われていると考えられる。とくに、上記の通り、研究図書費と研究出張費の柔軟な使用が認められたことは、用途に応じた研究費の有効な活用という点で望ましいと考えられる。

③将来の改善・改革に向けた方策

研究活動のより一層の充実という観点からは、研究費の増額が望ましいことはいうまでもない。最近、研究活動の実績に応じた研究費の傾斜配分の問題が今後の検討課題としてあげられており、研究活動の活性化と研究費の効果的な使用という点からは検討の余地があるが、文系学部における現在の額の適切性や大学全体の予算枠、学問分野の違い等、さまざまな角度からの慎重な検討が望まれる。

A 群：教員個室等の教員研究室の整備状況

①現状の説明

専任教員には、各人に研究室が 1 室与えられている。研究室の面積は、24 m²から 26 m²であり、書架 10 連、A V 端子、LAN 端子などが装備されている。また、各部屋で温度調節が可能な空調設備も設置されている。ただし、2 名の教員については、別の建物に研究室がある関係で、広さや設備等について、上記と若干の違いがある。

②点検・評価／長所と問題点

研究室は、教員 1 名に 1 室が与えられており、広さや設備等においても研究・教育環境において適切であると思われる。

③将来の改善・改革に向けた方策

とくになし。

A 群：教員の研究時間を確保させる方途の適切性

A 群：研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

①現状の説明

教員の研究時間の確保の問題は、各教員の置かれている立場、抱えている業務の状況、さらには本人の自覚の問題などによって決まることから一概には言えないが、一般的には研究活動以外の授業担当や各種委員会の活動、会議への出席、入学試験担当、オフィスアワーの実施等の校務との兼ね合いが、研究時間の確保の問題を考える上でひとつの判断材料になると思われる。法学部では、委員会等の校務の担当が一部の教員に偏らないように公平性の観点から各教員に割り当てるように努力している。授業担当については、専任教員の義務担当コマ数は週 4 コマとされているが、実際にはそれ以上のコマ数を担当して

いる教員もいる。

次に、研究活動に必要な研修機会確保のための方策の主要なものとしては、「在外研究」と「特別研究」が制度化されている。「在外研究」には長期10カ月以上1年以内のもの、短期2カ月以上6カ月以内のものがある。研究費は長期280万円、短期140万円以内で追加支給される。毎年、短期枠が1枠か2枠、大学から示されている。2枠の割り当てがあるときは、2人の教員が1枠ずつ使用することも、1教員が2枠を使用して長期とすることもできる。法学部内での運用は、過去の在外研究制度の利用経験等を考慮したうえで作成されるローテーション表によって行われている。

「特別研究」の枠も大学から示され、一セメスターの範囲内での特別研究期間が認められ、研究費は追加支給されないが、給与は保証されている。この運用も優先順位を示すローテーション表によって行われている。

場合によっては、研究成果が上がるように短期の「在外研究」と「特別研究」とを組み合わせて、研究期間を長期化することも認めている。

また、外国の学会・大学への研究参加は大いに奨励されており、研究発表等の場合には10万円が支給される。

さらに、法学部内での研究会は、各専門部会の主体性に任されており、現在、民事法研究会が定期的に開催されている。

②点検・評価／長所と問題点

教員の研究時間を確保するために上記のような配慮、工夫はなされているが、委員会活動の内容等によって各教員の拘束時間にばらつきがでることは否めない。また、少子化に伴う大学間競争やきめ細かい入試制度による多様な学生の獲得などの要請から入試制度も多様化し、入試の監督・面接や大学（学部）説明会等において各教員の担当の機会が増えている。さらに、授業担当コマ数の増加や学生の進路相談への対応などをはじめとする教育活動にも力が入れられており、その中でいかに研究時間を確保するかが課題である。

次に、研究活動に必要な研修機会である「在外研究」は、法学部教員により積極的に活用されており、その後の研究に大いに役立っており、その成果は論文発表、あるいは学会発表などの形で研究業績に顕著に現われている。「特別研究」も積極的に利用されているが、演習、大学院の指導等の関係で利用しにくい面もある。

③将来の改善・改革に向けた方策

研究時間の確保のために、各教員の授業担当コマ数や委員会活動等の状況を勘案しながら、できるかぎり公平感を保てるように配慮をしていく必要がある。

また、現代は国際化の時代であり、在外研究は不可欠なものとなっているので、人数、期間の点で検討の余地がある。

B群：共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

C群：学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤（経常）的研究資金と競争的研究資金で構成されている研究費のシステム）の運用の適切性

①現状の説明

法学部において、「個人研究費」のほかに、「共同研究費」というものは、まだ制度化さ

れていない。ただ大学の制度として「文系学部等教員研究助成金」および比較文化研究所・平和問題研究所の「オープン・リサーチ・プロジェクト研究費助成」があり、共同研究としてこれを利用することができる。前者については、一件当たり最高で100万円の助成が受けられる。

②点検評価・長所と短所

「共同研究費」は、制度化されていないが共同研究活動は活発に行われている。また、既設の学内研究機関の併任研究員として、研究活動を行っている者もいる。

③将来の改善・改革に向けた方策

今後、法学部独自の「共同研究費」の制度化を検討することが望ましい。「共同研究費」を使用して研究会をさらに活発に行い、それらを研究成果として蓄積することができるからである。小規模であれ研究会の持続は有意義である。

7 施設・設備等

目標 学部教育、研究を行うための施設・設備の活用を目指す。

(施設・設備等の整備)

A群：大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

①現状の説明

法学部が教育、研究に使用する施設として本部棟があり、1階から4階に教室が配置されている。教室(講義室、演習室)の面積・規模、使用状況は別表の通りである。M103教室は、模擬法廷教室であり、通常の授業以外に、本学出身弁護士の協力の下に行われる、法学概論の模擬裁判の授業などに活用している。

11階には、辞書、事典類や国内外の大学の紀要、判例集、官報等を所蔵する法学部図書資料室の他、コピー、印刷機を備えた教材室があり、教員は、常時利用できる。12階には、共同研究室があり、教員の語らいの場になっていると共に書架には内外の最新の大学紀要、法律雑誌等を備え、自由に閲覧できるようになっている。

また、研究室は、11階と12階に配置され、面積は、24㎡から26㎡の個室であり、書架10連、AV端子、LAN端子などが装備されている。

②点検・評価/長所と問題点

教室の面積、規模、使用状況は適切であると思われる。模擬法廷教室も新入生の法学教育に大きく貢献している。法学部図書館はないが、法学部図書資料室が一部その機能を兼ねている他、研究室のパソコンから電子図書館機能を備えた中央図書館にアクセスすることができ、文献の検索、文献複写、資料借受け申請を行うことができる。研究室の面積は適切であり、設備も情報化に対応している。

③将来の改善・改革に向けた方策

とくになし。

B群：教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

①現状の説明

本部棟の1階と3階にパソコン教室(2教室、67名収容)があり、授業で使用するほか、授業時間以外は学生が自由に使用できる。11階の法学部資料室には8台の法令・判例検索用パソコンが配備されている。3階の全教室(M301、M302、M303、M304、M305、M306、M307)は無線LAN対応となっている。本部棟の全教室には、スクリーン、テレビ、ビデオテープレコーダー、CDプレーヤーが設置され、M201、M205、M305の各教室、M401とM402の大教室にはパソコン用コンセントがあり、書画カメラ、ワイヤレス・ワイヤードマイク、ミキサースピーカー等音声送出装置が配備されている。利用者は、ノート型パソコン等を持ちこみ、プロジェクターでスクリーンにパソコン映像等を映写できる。

授業でパソコンを使用する教員用にノート型パソコンが用意されている。

研究室には、パソコンが設置され、4年毎に最新のものに取り替えられている。

②点検・評価/長所と問題点

情報処理機器、AV設備は、随時最新のものに取り替えられていることは高く評価できる。しかし、パソコンを所有していない法学部生も相当数いることから、設置されているパソコンの台数で十分かという問題がある。

③将来の改善・改革に向けた方策

教室、研究室の情報処理機器の配備状況は適切であると思われるが、パソコンを所有していない法学部生用に、将来的にノートパソコンの貸し出し制度を検討する必要があるかと思われる。

(キャンパス・アメニティ等)

B群：キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

①現状の説明

法学部では、2003年4月から、毎月定例的に、「法学部協議会」を開催し、学部教員と法学部自治会を中心とする学生の代表とが学部の教育や学生生活などの諸問題全般にわたって協議を行っている。この協議会の場において、教室、学生ラウンジ、カフェテリアなど、法学部の学生が利用する本部棟の諸施設について、日常的に協議・検討を行い、キャンパス・アメニティの形成と充実に努めている。

②点検・評価/長所と問題点

これまでの「法学部協議会」において、キャンパス・アメニティの形成や充実に関する学生の視点からの要望や提案がすでにくつか出されており、実現可能なものから、事務当局の協力を得て実現して来ている。また、すぐに実現できないものについても、この協議会において、継続的に協議・検討している。こうしたことから、キャンパス・アメニティの形成・支援のための制度として、「法学部協議会」は、大きな役割を果たしていると評価できる。

③将来の改善・改革に向けた方策

とくになし。

B群：「学生のための生活の場」の整備状況

①現状の説明

学生ラウンジ、カフェテリア、2つのパソコン教室などが設置されている。

とくに、学生ラウンジについては、休み時間に学生達が懇談をするだけでなく、学習スペースとしても利用できるよう、飲み物や軽食の自動販売機に加えて、壁に沿って学習用のテーブルと情報コンセント（5個）が設置され、コピー機も置かれている。

13階のカフェテリアでは、学生は眺望を楽しみながら、比較的低価格で食事や喫茶、あるいは懇談ができるようになっている。また、トイレについても、ウォッシュレット式のトイレが各所に設置され、快適にトイレが利用できるよう配慮されている。

さらに、教育環境を大変に重視される創立者の考え方に基づいて、本部棟内の廊下やトイレの壁面には、数多くの絵画や写真が飾られており、学生が自然のうちに豊かな情操を養えるよう、工夫されている。

②点検・評価／長所と問題点

本部棟が1999年に竣工した新しい施設であることもあり、法学部の「学生のための生活の場」は、充実していると評価できる。

③将来の改善・改革に向けた方策

とくになし。

B群：大学周辺の「環境」への配慮の状況

ごみの分別問題、騒音問題、光の問題などが、ここで検討されるべき問題だと考えられるが、これらについて、法学部独自で行っていることはないので、記載しなくてよいと判断する。

（利用上の配慮）

A群：施設・設備面における障害者への配慮の状況

①現状の説明

本部棟における障害者への配慮としては、本部棟正面入口のすぐ横の最も便利な場所に障害者用の駐車スペースを設けた上で、教室などの諸施設へのアクセスについては、出入口に車いすを常備し、エレベーターには障害者用のボタンと点字の表示を設けている。また、教室の机も障害者用に移動式のものを用意し、トイレも障害者用のトイレを設置している。

②点検・評価／長所と問題点

施設・設備面における障害者への配慮は、なされていると評価できるが、本部棟の建物内には、視覚障害者を誘導するための通路表示などが設置されていない点が今後の検討課題である。

③将来の改善・改革に向けた方策

問題点のところで指摘したように、視覚障害者を誘導するための設備について、早急に検討される必要がある。

（組織・管理体制）

B群：施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

①現状の説明

法学部の施設・設備等を維持・管理するための責任体制については、法学部事務長を責任者とする法学部事務室が担っている。

②点検・評価／長所と問題点

上記のような学部事務長体制が整備された1999年9月以降、現在まで、法学部事務室は、法学部の施設・設備の維持・管理の責任を十分果たしてきていると評価できる。

③将来の改善・改革に向けた方策

とくになし。

B群：施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

①現状の説明

本学の事務組織の中に、全学的な組織として衛生委員会と防災委員会が設置されており、法学部のある本部棟についても、衛生面と防災面に関する検討を行っている。防災に関しては、毎年1回、本部棟にいる教職員全体が参加する防災訓練が実施されている。

また、本部棟に関しては、清掃業者に委託して、ラウンジ・カフェテリア・教室等の諸施設、廊下およびトイレのすべてについて、毎朝、清掃を実施し、清潔で衛生的な教育環境を維持している。

②点検・評価／長所と問題点

法学部の施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムは、十分に整備されていると評価できる。

③将来の改善・改革に向けた方策

とくになし。